

# 株主各位

証券コード 6993

2025年11月25日

東京都港区港南四丁目1番8号  
大黒屋ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小川浩平

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.daikokuyajp.com>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」をご選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6993/25311760/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大黒屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6993」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、  
2025年12月9日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送お願い申し上げます。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、20頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年12月10日（水曜日） 午前10時（開場 午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8F  
AP品川 フルーム
3. 目的事項

### 決議事項

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件          |
| 第2号議案 | 第三者割当による普通株式の発行の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件         |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件         |

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものといたします。

以 上

- 
- 
- ◎株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎本臨時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯

### 1.当社グループの現状

当社グループの根幹会社である連結子会社の株式会社大黒屋（代表取締役社長：小川浩平、以下「大黒屋」といいます。）は、1947年創業の歴史と伝統ある質屋と中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）のリユース（買取・販売）業を営んできた企業です。質屋営業は、質料収入の全てが売上総利益となる利益率の高い事業であり、質屋としての査定力という強みを活かし、一定の粗利率で商品を買い取り、在庫規模にかかわらず一定期間内に商品を販売できるビジネスモデルを確立しています。また、中古ブランド品のリユース業は、社会全体における持続可能な世界を目指すSDGs推進によるリユース意識の高まりや物価高の進行、団塊の世代の方々における終活の開始に伴う中古ブランド品の売却等の一般化により、2022年は推計3,062億円（対前年+4.0%増）、2023年は推計3,656億円（対前年+19.4%増）、2024年は推計4,230億円（対前年+15.7%増）と急拡大しているところであり（出典：「リユース市場データブック2025」（株式会社リユース経済新聞社、2025年）、非常に有望な事業であります。実際にも、買取専門店を有する同業他社には、インバウンド向けの需要にも対応し、1,000億円を超える売上規模に成長しているものもあるものと認識しております。

また、大黒屋においては、永年に亘り築いてきた顧客基盤、顧客の信用調査能力、真贋鑑定力及び査定力を活用した事業を行う一方、当社グループにおいては、「リユース×AIテクノロジーによる産業構造の革新」をミッションに掲げ、AIとデジタルの力で、中古品業界の高度化と流通最適化を推進してまいりました。2024年5月には、LINEヤフー株式会社（本社：東京都千代田区紀尾井町1番3号 代表取締役社長 CEO：出澤剛、以下「LINEヤフー」といいます。）との業務提携に基づき、大黒屋が提供するAI査定チャットボットをAPIで接続し、LINE上で商品の査定や買取申込が完結する「おてがるナンデモ買取」サービスを開始しました。さらに同年12月には、株式会社メルカリ（本社：東京都港区六本木六丁目10番1号、代表者：代表執行役 CEO 山田進太郎。以下「メルカリ」といいます。）との業務提携に基づき、大黒屋の査定システムとメルカリのアリシステムをAPIで接続し、メルカリの「買取りエスト」を通じ、メルカリに出品された商品を大黒屋が査定し、買取を申込むサービスを開始しました。加えて、2025年6月には、ECサイト上に出品された商品のデータをリアルタイムで分析し、最新の市場価格に基づいた買取価格を提示することにより、従来の査定・買取プロセスに比べ、換金のスピード及び利便性が大幅に向上升する、オートピット自動買取機能を導入しました。

こうした「リユース×AIテクノロジーによる産業構造の革新」により、以下のよう革新の実現に向けて着実に進歩しています。

- ① 資産評価を即時に実行可能な世界の確立による一次購入と二次購入の促進を通じた循環型社会の形成と日本経済の活性化
- ② PULL型の機能提供を重視し、様々な店舗業態と提携を行い、消費者の日常導線上へシームレスに進出することによる、既に成熟した企業の活性化
- ③ 店舗を有する他業種企業においてオンライン上での買取を実施するためのAIやシステム、オペレーションの提供によるクロスセリング（資産の買取を受けて資金を入手した顧客が、当該資金によって提携先企業の店舗の商品を購入すること）の実現

さらに、当社は、大黒屋のAI査定技術とチャットボットアプリを活用し、従来POCを実施していたLINEヤフーやメルカリにとどまらず、モノに関わる全ての産業への循環型買取システムの展開を目指しております。大黒屋のシステムは、既存の小売業や金融業など、買

取の接点になる企業におけるビジネスにおいて、簡単かつ短期間で導入することができるものであり、UI/UXの強化を通じた既存のオールドビジネスや箱物ビジネスの生産性の向上、ひいては日本全体の循環型社会と経済の活性化に資するものであります。

加えて、当社は、AI及びDXにより日本経済の循環型社会を強化し、日本の労働生産性の向上に寄与したいと考えております。具体的には、買取再販市場の成長に合わせて、大黒屋がLINEヤフーやメルカリとの提携事業で培ったAI技術を更に進化させ、ECモールにおける商品の発掘から入札、買取、出品、売却までを一貫してAIによって行う「AIによる全自动売買システム」を開発することによる、大幅な省力化を構想しています。

「AIによる全自动売買システム」の実現後には、顧客のニーズに沿った商品提案を行うキュレーションエンジンや、その総結集としての金融等を含む全てのワンストップ型のコンシェルジュも開発し、既存の顧客や経済圏を持っている企業と協業することを見据えており、これにより日本経済の生産性の向上の一助になるものと考えております。

当社グループは、これらの手法によって日本を変えるという大義をもっておりますが、一方で、以下のように、資金の確保が急務である状況にあります。

すなわち、当社グループの根幹会社である大黒屋のビジネスモデルは、大要、豊富な在庫を高い回転率で回すことによって十分な売上及び資金の確保を図るというものです。新型コロナウイルスの拡大以降、大黒屋の在庫水準は大幅に減少しており（コロナ禍前の在庫残高の水準（2019年3月末：3,796百万円；現在のブランド品単価ベースでは約50億円）に対し、2025年6月末時点の在庫は1,328百万円と、約3分の1の水準まで減少しております。）、在庫水準の減少により顧客の需要に応じたタイムリーな販売活動が実現できなくなった結果、十分な売上及び資金を確保することが難しい状況となっております。在庫水準をコロナ禍以前の水準に戻し、十分な売上及び資金を安定的に確保するためには、在庫水準の復活のための当面の資金を確保する必要があります。

また、当社が2025年9月2日付で開示いたしました「連結子会社における財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生及び猶予合意に関するお知らせ」に記載のとおり、大黒屋は金融機関からの借り入れに関し財務上の特約に抵触いたしました。借り手の金融機関より、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意をいただいている状況にありますが、2025年12月16日以降においては、期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意が得られる保証はなく、財務上の特約に該当している状況を改善するためにも資金を確保する必要が生じております。

さらに、中古ブランド品のリユース市場においては近年M&Aが活発であり、当社グループの事業とのシナジー効果が見込まれる企業の買収案件等があれば積極的に検討したいと考えておりますが、そのためにも資金が必要です。

そこで、当社は、まずは事業の収益性の向上のための在庫水準の回復及び今後の成長のための在庫・資金の規模の拡大等のため、2023年11月及び2024年11月に新株予約権付社債及び新株予約権の発行による資金調達を決議し、本日時点において合計で約27億円の資金調達を実施いたしました。しかし、金融機関からの借り入れの返済や、LINEヤフーとの「おてるがるナンデモ買取」、メルカリとの「買取りクエスト」及びオートピット自動買取機能のためのシステム構築や広告費用に係る先行投資もあり、十分な在庫買取資金を確保できていないという状況が抜本的に解決できませんでした。

以上の経緯を踏まえ、今般当社は、(i) インバウンド、円安、世代交代による不稼働資産の買取といった商機に乗じて早期に在庫水準を回復しつつ、(ii) 早期に金融機関からの借入金に関し、期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使を留保いただいている状況から脱するための施策を講じることが急務であり、また(iii) 積極的な企業買収等を検討する

ための今後の成長資金を確保することが当社グループの企業価値拡大のために必要不可欠であると判断するに至り、資本性資金による大規模な資金調達の検討を開始することといたしました。

## 2.本割当予定先の選定理由

当社は従前より資本政策に関する意見交換を実施していたことにより面識のあったSBIグループのキーストーン・パートナースとの間で2025年7月下旬頃から当社の資本政策に関する具体的な協議を開始し、その後、資本業務提携契約の内容についてキーストーン・パートナースとの間で協議を進めたところ、キーストーン・パートナースの信用力を背景に、大黒屋の借入先の金融機関との交渉及び借入金のリファイナンスに関する支援を行うことができ、また、キーストーン・パートナースが管理・運営するファンド（日本リババ尔斯ポンサーファンド五号投資事業有限責任組合（以下「本ファンド」といいます。）が匿名組合出資を行っている合同会社Sバンク（以下「本割当予定先」といいます。）に対する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の実行を前提として、本ファンドにおいては、当社に対する追加の1,900百万円の限度融資枠（以下「本ファンド限度融資枠」といいます。）の設定を本第三者割当増資の払込日である2025年12月11日までに行う用意がある（なお、本ファンド限度融資枠の設定に係る融資枠契約は本日時点での合意できておりませんが、本第三者割当増資の実施までに合意する予定で詳細条件の交渉を進めております。）とのことであり、大黒屋の喫緊の課題である金融機関からの借入れの継続、運転資金（在庫買取資金）の確保及び当社の積極的な企業買収等を通じた今後の成長のための資金の確保が可能となることが見込まれます。

また、業務提携に関しては、キーストーン・パートナースによる当社の経営管理体制の強化に関する支援のみならず、キーストーン・パートナース並びにキーストーン・パートナースが管理・運営するファンド、またその投資先等（以下「キーストーン・パートナースグループ」と総称します。）による投資案件の共有や資金支援、共同投資検討の機会付与、SBIグループからの他業種企業との提携に関する支援による事業拡大といった、当社グループの飛躍的な成長に資することができる内容の提案を受けております。その具体的な内容は、以下のとおりです。

- ① キーストーン・パートナース及び本割当予定先による当社の経営管理体制の構築、運用支援
- ② キーストーン・パートナース及び本割当予定先による当社への投資案件情報の紹介、共有、共同投資検討の機会付与
- ③ 当社グループが企図する投資へのキーストーン・パートナースグループのファイナンス
- ④ 当社グループとSBIグループ全体での連携による当社グループの事業拡大

上記のとおり、当社においては、当社グループの事業とのシナジー効果が見込まれる企業の買収を検討したいと考えていたところ、多様なネットワークを有するキーストーン・パートナースグループから案件情報や資金支援を受けられることにより、当社に不足する案件のソーシング能力及び買収資金の調達余力が補完され、企業の買収案件の積極的な検討も可能となります。これにより、中古ブランド品のリユース業界において当社がリーディングプレイヤーを目指すための、基盤を確立できるものと考えております。

また、当社グループは上記のとおりLINEヤフーやメルカリといったプラットフォーマーとの業務提携を進めておりましたが、これに加えSBIグループとの連携も期待されるところとなり、これにより、当社グループが中古ブランド品のリユース業という枠組みを越え、他業種の経済圏を巻き込んだ総合的なサービス網を築くことに繋がるものと考えております。

大黒屋のリファイナンスに係る支援に加えて、成長のバネのための、運転資金（在庫買取資金）及び企業買収等を検討するための資金を確保することは喫緊の課題であったため、広

く、銀行やPEファンド、企業投資家からの資金調達手段を模索いたしましたが、2025年12月15日というデッドラインを前提としたタイムラインでの資金調達が可能であり、かつ、上記のとおり、今後の当社グループの成長のための企業買収や業務提携をより容易にするようなりソースを持っている資本業務提携先としては、大きな金融グループであるSBIグループの関連会社であるキーストーン・パートナーズグループが最適であり、同グループとの資本業務提携が当社の株式価値の向上及び当社の総合的な成長のために最適であると判断した次第です。

なお、本第三者割当増資による調達資金（差引手取概算額：4,337百万円）に関しては、大黒屋における金融機関からの借入金の一部の返済原資、大黒屋の運転資金（在庫買取資金）並びに当社におけるM&A及び資本・業務提携に係る資金に充当する予定です。

上記のとおり大黒屋は金融機関からの借入れに関し財務上の特約に抵触したところ、借入先の金融機関より、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意をいただいている状況にあります。当社グループの根幹会社である大黒屋の株式が担保権実行により譲渡された場合には、当社グループの企業価値が大きく毀損される可能性があるところ、SBIグループのキーストーン・パートナースが運営するファンドに本第三者割当増資に応じていただき、これによる払込金のうち3,000百万円を、当社が大黒屋に対して負担している既存のインターフンパニーローンに係る債務の返済として大黒屋に支払うことを通じ、大黒屋の既存の借入れ（4,050百万円）のうち550百万円を弁済することを支援していただくとともに、大黒屋の既存の借入れの残額である3,500百万円についてリファイナンスを支援していただくことになります。

当該リファイナンスに関しては、キーストーン・パートナースが大黒屋の借入先である金融機関と交渉の結果取得したコミットメントレターによれば、本第三者割当増資の実行を条件として、既存の借入金のうち550百万円については弁済のうえ、残額3,500百万円についてはリファイナンスすることを、本第三者割当増資と同日付で行うことが予定されているとのことです。

また、当社は、上記のとおり、近年において大黒屋の業績が低迷した主な理由は在庫買取資金の不足であると考えており、現在最低水準となっている在庫水準をコロナ前の水準に戻すことが最優先に取組むべき課題と認識しているところ、上記のとおり当社から大黒屋に支払われる3,000百万円のうち2,450百万円を新たに在庫買取資金として増強することにより当該課題が解決され、業績回復に向けた基盤が確立されるものと考えております。

加えて、当社は本第三者割当増資の実行を前提として、本ファンドから今後の成長資金の確保のための1,900百万円の本ファンド限度融資枠の設定を受けることを予定しており、これと、本第三者割当増資による払込金のうち1,337百万円をM&A及び資本・業務提携に係る費用にあてることにより、積極的な企業買収等が可能となることを通じた当社グループの成長も見込まれることとなります。なお、キーストーン・パートナースにおいては、既に複数のリユース業界関連企業との間でM&Aに係る協議を開始（独占交渉権を獲得している案件）しているとのことであり、本ファンドからの限度融資枠の使用による調達蓋然性は高いものと考えております。

本第三者割当増資の実施に際しては、エクイティ・ファイナンスの各手法について以下のように比較検討を行いました。(i)まず、公募増資においては、即時に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があると考えられます。また、公募増資の場合には証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、実施の可否もその時点での株価動向や市場全体の動向に左右されるところ、一旦実施のタイミングを逃すと、決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、数か月程度後ろ倒しになることが多いことから、柔軟性が低く、資金調達の機動性に欠ける面があるといえます。そのため、2025年12月15日までに既存借入金の返済が必要であるという明確な必要金

額とデッドラインが存在する本件の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。次に、(ii)株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となるため、やはり2025年12月15日までに既存借入金の返済が必要であるという明確な必要金額とデッドラインが存在する本件の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。また、(iii)新株予約権付社債（転換社債）は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、在庫買取資金の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があると考えられます。また、転換されずに償還される場合、当該償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であり、本件の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。さらに、(iv)行使価格修正条項付新株予約権は、新株予約権による権利行使があった時点において行使価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされるものであり、即時に資金調達を行うことが困難です。また、行使価額修正条項が付されることに伴い、今後当社株価が下落した場合、現時点で想定していた額の資金を調達できない可能性が高いと考えられます。よって、行使価格修正条項付新株予約権についても、2025年12月15日までに既存借入金の返済が必要であるという明確な必要金額とデッドラインが存在する本件の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。加えて、(v)新株予約権無償割当（ライツ・オファリング）には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使を株主の決定に委ねるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるところ、コミットメント型ライツ・オファリングについては引受手数料等のコストが増大することが予想され、時価総額や株式の流動性による調達額の限界もあり、2025年12月15日までに既存借入金の返済が必要であるという明確な必要金額とデッドラインが存在する本件の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は、最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないことから、今回実施することができません。このように、他のエクイティ・ファイナンスの各手法と比較した結果、第三者割当増資による資金調達が、最も迅速かつ確実に当社の必要資金を確保できる手段であると判断し、選択いたしました。

上記の検討を踏まえ、当社は2025年10月31日付の取締役会において、キーストーン・パートナーズ及び本割当予定先との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結するとともに、本第三者割当増資を実施することを決議いたしました。

なお、本割当予定先である合同会社Sバンクは、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点、2025年10月31日付の取締役会において、当社の社外監査役2名を含む監査役3名全員は、①大黒屋は金融機関からの借入れに關し財務上の特約に抵触し、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意をいただいている状況にあるものの、2025年12月16日以降においては、期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意が得られる保証はなく、財務上の特約に該当している状況を改善するためにも資金を確保する必要が生じていること、②キーストーン・パートナーズ及び本割当予定先との本資本業務提携においては、本第三者割当増資による資金提供のみならず、事業面でも投資案件の紹介、資金提供、SBIグループとの連携等、当社の中長期的な企業価値の拡大に対する強力なサポートを得られることが期待されること、③本第三者割当増資に際し、株主総会決議による株主の意思確認手続きが行われることに鑑みると、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する本割当予定先に対する本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見を表明しております。

### 3.資本業務提携の概要

当社は、2025年10月31日付で、キーストーン・パートナース及び本割当予定先との間で、資本業務提携について合意しております。その概要は以下のとおりであります。なお、下記「ア 業務提携の内容」、「ウ 当社の事業の運営等」については、本第三者割当増資が実行されることを効力発生の条件としています。

#### (1) 資本業務提携の内容

##### ア 業務提携の内容

- ① キーストーン・パートナース及び本割当予定先による当社の経営管理体制の構築、運用支援
- ② キーストーン・パートナース及び本割当予定先による当社への投資案件情報の紹介、共有、共同投資検討の機会付与
- ③ 当社グループが企図する投資へのキーストーン・パートナースグループのファイナンス
- ④ 当社グループとSBIグループ全体での連携による当社グループの事業拡大

##### イ 資本提携の内容

- ① 当社は、本資本業務提携契約に定める内容及び方法に基づいて、本割当予定先に対して、第三者割当の方法により発行会社の普通株式485,055,672株（本第三者割当増資後の総議決権に対する議決権保有割合68.54%）を発行し、割り当てます。
- ② 当社は、本第三者割当増資が適法かつ有効に実行されることを条件として、大黒屋をして、大黒屋の役職員持株会の保有する大黒屋の新株予約権買い取らせます。
- ③ キーストーン・パートナースは、本ファンドをして、当社に対して、限度額を1,900百万円、資金使途をM&A等の事業成長資金とする貸付枠の設定及びかかる貸付枠の設定に係る貸付契約を締結させるものとし、当社は、本ファンドとの間で、かかる貸付枠の設定に係る貸付契約を締結いたします。

##### ウ 当社の事業の運営等

###### (I) 事前承諾事項

本資本業務提携契約において、当社は、本第三者割当増資の払込完了後、以下の場合には、本割当予定先及びキーストーン・パートナースの事前の承諾を得ることとされています。

- (1) 定款の変更、その他の重要な社内規程（職務権限規程や取締役会規定を含むが、これに限らない）の制定、変更又は廃止
- (2) 株式の発行、自己株式取得、消却又は処分、新株予約権・社債の発行、取得、処分又は変更、株式の分割又は併合その他株主の議決権の数が変更する又は変動する可能性を生じさせる行為
- (3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編
- (4) 事業の譲渡、譲受、縮小、休止又は廃止、資本提携、重要な業務上の提携又はその解消
- (5) 資本金の額又は準備金の額の減少
- (6) 剰余金の配当その他の処分
- (7) 中期経営計画・年次事業計画・年次予算の作成・変更
- (8) 重要な会計方針・経理処理の変更
- (9) 上場廃止基準に該当する行為又は上場廃止の申請
- (10) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始又はその他の倒産手続開始の申立て
- (11) 解散、清算
- (12) その他合意により定める事項

## (II) 役員指名権

当社は、当社の取締役会の取締役の員数を5名以内とし、本割当予定先は、そのうち取締役候補3名を指名することができること（但し、本割当予定先が保有する当社の株式に係る議決権保有割合が、50%を下回った場合には、指名できる取締役の数の変更について誠実に協議）とされております。

なお、本資本業務提携契約においては上記の他、当社の事業の運営等に係る、事前協議事項及び事後報告事項も定められております。

### (2) 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

当社は、本資本業務提携に伴う本第三者割当増資により、本割当予定先に対して、当社の普通株式485,055,672株（議決権数4,850,556個、2025年9月30日現在の当総株主の議決権の数（2,226,904個）に対する割合:217.82%）を発行する予定です。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

本第三者割当増資を可能とするために、発行可能株式総数の変更を行うものです。

なお、本第三者割当増資を行う理由につきましては、「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」及び第2号議案をご参照ください。

なお、本議案に基づく定款の一部変更につきましては、第2号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されること、本第三者割当増資に係る有価証券届出書の効力が生じていることを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>31,200</u> 万株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>88,000</u> 万株とする。

## 第2号議案 第三者割当による普通株式の発行の件

### 1. 提案の理由

会社法第199条の規定に基づき、第三者割当による普通株式（以下、本第三者割当増資により発行される普通株式を「本新株式」といいます。）の発行を実施するにあたり、募集株式の払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、会社法第199条第2項・第3項により、株主総会の特別決議による承認が必要とされております。本議案は、本第三者割当増資の払込金額が、引受人にとって特に有利な金額であると判断される可能性を否定できないため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本新株式の発行数485,055,672株に係る議決権数は4,850,556個であり、2025年9月30日現在の当社の総議決権数2,226,904個に占める割合が217.82%となります。したがって、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上となり、また、支配株主の異動を伴うことになりますので、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく意思確認手続きとして、本臨時株主総会において、本議案について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資により本割当予定先に本新株式が割り当てられた場合、本割当予定先の議決権割合は68.54%となり、本割当予定先は会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。そのため、本議案は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議（特別決議）による承認を兼ねるものであります。なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案乃至第4号議案が適法に原案どおり承認可決されていること、本第三者割当増資に係る有価証券届出書の効力が生じていることを条件といたします。

## 2. 本第三者割当増資の概要

### (1) 募集の概要

(1) 払込期日	2025年12月11日
(2) 発行新株式数	普通株式485,055,672株
(3) 発行価額	1株につき 9円
(4) 調達資金の額	4,365,501,048円
(5) 増加する資本金及び準備金の額	増加する資本金の額 2,182,750,524円 増加する準備金の額 2,182,750,524円
(6) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本割当予定先に割り当てます。
(7) その他	<p>上記各号については、本臨時株主総会において第1号議案乃至第4号議案が適法に原案どおりに承認可決されていること、本第三者割当増資に係る有価証券届出書の効力が生じていることを条件とします。</p> <p>本第三者割当増資に係る本割当予定先による払込みは、大要、①～⑬を条件としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社による本資本業務提携で定める表明保証の遵守</li> <li>② 必要な手続き等の履践</li> <li>③ 訴訟等の不存在</li> <li>④ 必要となる許認可等の取得又は履践</li> <li>⑤ 本資本業務提携契約及び第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生及び有効性</li> <li>⑥ 辞任する役員からの辞任届の提出</li> <li>⑦ 新役員の選任に係る法令等上の手続の適法性及び完了</li> <li>⑧ 本第三者割当増資への協力義務や小川浩平氏における当社株式の処分を1年間制約する等を定める小川浩平氏、本割当予定先及びキーストーン・パートナーズ間での株主間契約が締結されていること等</li> <li>⑨ 大黒屋における役職員持株会が現在保有している新株予約権を大黒屋が取得する旨の契約が締結されていること等</li> <li>⑩ 本ファンド及び当社間で貸付枠の設定に係る貸付契約が締結されていること等</li> <li>⑪ 大黒屋における金融機関からの既存借り入れの一部についてリファイナンスするため、大黒屋及び金融機関との間で新規借り入れに係る契約が締結されていること等</li> <li>⑫ 当社グループの財務状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が発生又は判明しておらず、またそのおそれもないこと。</li> <li>⑬ 上記に関連する書類が本割当予定先に引き渡されていること。</li> </ul>

## (2) 募集の目的及び理由

前記「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

## (3) 発行価格の算定根拠及び発行条件等の合理性

本第三者割当増資の払込金額は、キーストーン・パートナースとの協議により、1株当たり9円といたしました。なお、キーストーン・パートナースと協議を行った理由は、本割当予定先は、当社、キーストーン・パートナース及び本割当予定先間の本資本業務提携契約に基づき、キーストーン・パートナースが指定する主体として本第三者割当増資の引き受けを行うためです。

当該発行価額は、キーストーン・パートナースと協議を重ねた結果、キーストーン・パートナースより、当社の置かれた事業環境、具体的には前記「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、大黒屋が金融機関からの借入れに関し財務上の特約に抵触したところ、借入先の金融機関より、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意をいただいている状況であり、期限の利益を喪失した場合には、大黒屋の企業価値を大きく毀損する可能性があり、また、究極的には、大黒屋の株式が担保権実行により取得される可能性もあり、そのような事態に至った場合には、当社グループの根幹となる子会社を喪失することとなり、当社グループの企業価値が大きく毀損されるという切迫した状況であること、及び、安定した資本の裏付けのある者が本第三者割当増資の引受先とならない限り、借入先の金融機関からの猶予期限である2025年12月15日までに金融機関との交渉を進めることは現実的に困難であることなどを勘案し、足許の株価は今後の損益状況を正常に反映しておらず、直近の当社株式の市場株価を発行価額とすることは困難という判断の下、提示されたものです。

当社といたしましては、1株あたり発行価額9円は直近の当社株価推移に鑑みると大幅にディスカウントされた水準であり、また、発行後に本割当予定先が親会社となる点を踏まえると、当該発行価額について慎重に判断する必要があると考えました。

この点において、当社内にて当該提案を協議・検討した結果、(i) 上記のとおり万が一、当社グループの根幹会社である大黒屋の株式が担保権実行により譲渡された場合には、当社グループの企業価値が大きく毀損されるという切迫した状況にあるところ、この点において、キーストーン・パートナースが大黒屋の借入先である金融機関と交渉し、借入金のうち3,500百万円のリファイナンスに関するコミットメントレターを取得した点、(ii) キーストーン・パートナースは過去においても複数の上場企業との資本業務提携契約を締結のうえ、経営支援を実行した実績がある点や、前記「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、本資本業務提携は当社の事業基盤の再構築のみならず、中長期的に当社が業界内でリーディングプレイヤーとなるための施策を含む内容であるという点など本第三者割当増資に伴うキーストーン・パートナースから受けられる支援の内容を踏まえると、本第三者割当増資は、大幅にディスカウントされた水準である当該発行価額で実施しても当社の将来的な株式価値を向上させるものであり、当社の将来的な株主の利益に資すると考えられることから、本第三者割当増資による希薄化を考慮しても、妥当性があるものと判断し、キーストーン・パートナースから提示された発行価額9円を受け入れることといたしました。

なお、当該発行価額（9円）は、本件の公表日の前営業日（2025年10月30日）における終値（37円）に対して75.68%（小数点以下第3位を四捨五入。以下同じです。）のディスカウント、直近1か月間における終値単純平均（35円）に対して74.29%のディスカウント、直近3か月間における終値単純平均（44円）に対して79.55%のディスカウント、直近6か月間における終値単純平均（42円）に対して78.57%のディスカウントとなっております。

上記のとおり、本第三者割当増資の払込金額は、キーストーン・パートナースとの間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、本件の公表日の前営業日（2025年10月30日）の終値に対するディスカウント率が10%超となり、日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める基準に照らすと、会社法上、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額が本割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないことから、株主の皆様の意思を確認するため、本臨時株主総会で会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本新株式を発行することいたしました。

また、当社は、上記の協議・交渉の結果を踏まえて、本新株式の発行条件を決定するにあたり公正性を期すため、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、当社及びキーストーン・パートナースグループから独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して本新株式の価値算定を依頼しました。

赤坂国際会計は、当社株式の算定方法を検討し、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法を採用して本新株式の株式価値の算定を行い、当社は、2025年10月30日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を受領しております。

本株式価値算定書によれば、市場株価平均法及びDCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとされております。

市場株価平均法：35円から44円

DCF法：7円から10円

市場株価平均法では、本第三者割当増資に係る当社取締役会決議日の前営業日である2025年10月30日を算定基準日として、当社株式の基準日終値37円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値35円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値44円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値42円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を35円～44円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年3月期から2030年3月期までの5期分の事業計画における財務予測（当該財務予測は、当社が2025年5月15日に公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋における「中期経営計画（2025～2029）」の見直しのお知らせ」に記載の財務予測（以下「2025年5月公表予測」といいます。）とは別の、本株式価値算定書の発行にあたり作成した財務予測となります。2025年5月公表予測と異なる財務予測を作成した理由は、直近の当社の業績の状況、及び借入先の金融機関より、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保実行等に係る権利行使をしない旨の同意をいただいている状況を踏まえ、本株式価値算定書の発行に際しては、現状を踏まえた財務予測に基づいた株式価値の算定が行われる必要があると考えたためです。なお、本株式価値算定書の発行にあたり作成した財務予測の各期における売上高及び利益数値は、2025年5月公表予測と比較して、売上高については10%以上、利益については30%以上の大幅な下方修正を行っております。また、2025年5月公表予測については、当社が本日付で別途開示した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」に記載のとおり、本臨時株主総会をもって取締役が全員交代する予定である点も踏まえ、適切なタイミングでの見直しを行うことを検討しております。一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降に創出する

と見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を7円～10円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとし、5.8%～8.3%を採用しており、継続価値の算定にあたってはEXITマルチプル法を採用し、企業価値に対する売上高の倍率を1.0倍として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

本新株式の払込金額を決定する上では、キーストーン・パートナースとの協議及び交渉を重ねた結果、上記のとおり、本新株式の払込金額を、本株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり9円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価からディスカウントとなるものの、キーストーン・パートナースとの協議及び交渉を重ねた結果決定された金額であり、本株式価値算定書の算定結果の範囲内の金額であります。

また、当社の社外監査役2名を含む監査役3名全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株式の発行条件が本割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないことから本臨時株主総会の特別決議による承認を本新株式の発行の条件とする旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の意見を得ております。

#### (4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する本新株式485,055,672株に係る議決権の数4,850,556個は、2025年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数（2,226,904個）に対して217.82%となり、既存の株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。しかし、上記「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社にとって本第三者割当増資による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当増資による希薄化は大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして必要十分な規模に設定されています。また、本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、現時点において当社が取り得る最善の選択肢であり、前記「(3) 発行価格の算定根拠及び発行条件等の合理性」記載のとおり、その払込金額にも合理性が認められます。

そして、本第三者割当増資により当社の財務基盤を強化するとともに、金融機関からの借入金の一部の返済資金、運転資金（在庫買取資金）、並びにM&A及び資本・業務提携に係る資金を確保することが可能になり、また、本資本業務提携契約に基づくキーストーン・パートナース及び本割当予定先からの支援に基づき当社事業を再拡大させることで一層の企業価値の向上につながることが見込まれることから、本第三者割当増資は、企業価値及び株主価値の向上に寄与し、大規模な希薄化が生じることを考慮してもなお、既存株主の利益にも資するものと判断しております。したがって、本第三者割当増資における株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

(5) 割当予定先の選定理由等

ア 割当予定先を選定した理由

前記「第1号議案乃至第4号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

イ 割当予定先の保有方針

当社は、本割当予定先が、本第三者割当増資により取得する株式を継続して保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、本割当予定先から、本割当予定先が割当後2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

ウ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本割当予定先の資金等の状況について、キーストーン・パートナースより、本ファンドからの匿名組合出資により本第三者割当増資の払込みに要する資金を用意する旨の説明を受けております。また、当社はキーストーン・パートナースより、本ファンドは、本ファンドの投資家に対するキャピタル・コールにより、本割当予定先に対する融資に必要な資金を用意する旨の説明を受けております。本割当予定先は、本ファンドから、①キャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が払込みに要する資金を上回っている旨、及び②別途協議のうえ定める具体的な条件により、払込みに要する資金相当額の匿名組合出資を行う用意がある旨を確認できる証明書（2025年10月30日受領）を取得しており、当社は当該証明書を確認しております。さらに、当社は本ファンドの預金残高を確認し、本第三者割当増資の金額が調達できる状況を確認しております。加えて、当社は、キーストーン・パートナース及び本ファンドより、本ファンドの投資家は、キャピタル・コールを受けた場合には出資を行うことが義務付けられていることをヒアリングにて確認していることから、当社としては、本割当予定先は払込日までに払込みに必要な資金を調達可能であり、本割当予定先による本第三者割当増資の払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本第三者割当増資が実行されることを条件として取締役全員（5名）が辞任されますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく取締役5名選任につきましては、本第三者割当増資が実行されることを条件といたします。

また、今回選任される取締役5名の任期は、当社定款の定めにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	つづみ ともあき 堤 智章 (1966年10月20日)	<p>1989年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2007年11月 (株)CSKホールディングス (現SCSK(株)) 執行役員</p> <p>2009年5月 CSKプリンシパルズ(株) 取締役副社長</p> <p>2016年1月 (株)キーストーン・パートナース設立 代表取締役（現任）</p> <p>2020年6月 エイボン・プロダクツ(株) 代表取締役社長</p> <p>2022年1月 藤久(株) 代表取締役社長</p> <p>藤久ホールディングス(株) (現ジャパンクラフトホールディングス(株)) 取締役</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)キーストーン・パートナース 代表取締役</p>	-株
2	にしゅら あつし 西浦 敦士 (1966年6月27日)	<p>1989年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2018年4月 東洋プロパティ(株)（現東洋不動産(株)） 企画部長</p> <p>2021年9月 藤久(株) 代表取締役常務</p> <p>2024年2月 ジャパンクラフトホールディングス(株) 代表取締役社長</p> <p>2024年7月 (株)キーストーン・パートナース リスク管理部部長（現任）</p>	-株
3	いわおか みちひろ 岩岡 迪弘 (1988年8月5日)	<p>2012年4月 伊藤忠商事(株) 入社</p> <p>2019年3月 (株)キーストーン・パートナース 入社</p> <p>2023年3月 ダイヤモンドアセットファイナンス(株) (現SBI新生アセットファイナンス(株)) 社外取締役</p> <p>2024年4月 (株)キーストーン・パートナース 執行役員 (現任)</p> <p>2025年7月 (株)日本ヴォーグ社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)キーストーン・パートナース 執行役員</p>	-株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	しらいし 白石 正 (1953年2月17日)	<p>1975年4月 (株)東海銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2002年5月 (株)UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員同行 常務執行役員</p> <p>2005年5月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 専務執行役員営業第二本部長</p> <p>2010年5月 同行 専務執行役員</p> <p>2010年6月 三菱UFJリース(株)(現三菱HCキャピタル(株))取締役副社長同執行役員兼務</p> <p>2012年6月 同社 取締役社長</p> <p>2017年6月 同社 取締役会長</p> <p>2021年4月 三菱HCキャピタル(株) 特別顧問 (現任)</p> <p>2021年5月 (株)キーストーン・パートナース 社外取締役(現任)</p> <p>2021年7月 藤久 (株) 社外取締役</p> <p>2022年1月 藤久ホールディングス(株) (現ジャパンクラフトホールディングス(株)) 社外取締役</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱HCキャピタル(株) 特別顧問 (株)キーストーン・パートナース 社外取締役</p>	-株
5	やまざき 山崎 篤士 (1971年11月23日)	<p>1998年4月 弁護士登録</p> <p>1998年4月 小沢・秋山法律事務所 入所</p> <p>2006年2月 レカム株式会社 社外監査役</p> <p>2016年1月 エイボン・プロダクツ(株) 社外取締役</p>	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤智章氏、西浦敦士氏及び岩岡道弘氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 白石正氏及び山崎篤士氏は、新任の社外取締役候補者であります。白石正氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、事業会社における代表取締役社長、会長等を歴任しており、経営者としての豊富な経験と専門的な知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待したためです。
- また、山崎篤士氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として長年培われた豊富な法律知識・経験等を活かし、当社の業務監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言をいただくことを期待したためです。なお、同氏の会社の経営への関与は社外役員としての経験に限られるものの、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- なお、白石正氏及び山崎篤士氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同二名の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、白石正氏及び山崎篤士氏の選任が承認された場合、同二名との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新する予定であります。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本第三者割当増資が実行されることを条件として監査役1名が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく監査役1名選任につきましては、本第三者割当増資が実行されることを条件といたします。

また、本候補者1名は辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は、当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
やべ よしかず 矢部 芳一 (1955年1月17日)	<p>1977年4月 株式会社三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1998年4月 スイス三和銀行 社長</p> <p>2001年1月 三和銀行 岐阜支店長</p> <p>2003年5月 UFJつばさセキュリティーズアジア 社長</p> <p>2006年6月 三菱UFJ証券株式会社 (現三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)) 執行役員</p> <p>2007年6月 MUハンズオンキャピタル株式会社 代表取締役社長</p> <p>2011年6月 同社 代表取締役会長</p> <p>2014年1月 マルハンジャパン銀行（現サタパナ銀行） 取締役頭取</p> <p>2016年4月 サタパナ銀行 取締役副会長</p> <p>2017年3月 (株)ショーケース・ティーピー (現(株)ショーケース) 社外取締役</p> <p>2017年6月 (株)フルッタフルッタ 社外取締役</p> <p>2019年3月 (株)ハシラス 常勤監査役</p> <p>2024年3月 (株)インフォマート 社外監査役（現任）</p>	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 矢部芳一氏は、新任の監査役候補であります。
3. 当社は矢部芳一氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

## 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによってのみ可能です。ご利用に際しましては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 1. システムに係る条件

- (1) パソコンをご利用の方 上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2025年12月9日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (6) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

### 2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものといたします。

### 3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。  
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

### 4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問合せください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)  
以 上

## 株主総会会場のご案内図

会 場： 東京都港区港南1-6-31

品川東急ビル 8F

AP品川 Fルーム

お問い合わせ先 03-3472-3109

最寄り駅：JR線・京浜急行線 品川駅港南口 徒歩6分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

VEGETABLE  
OIL INK